

平成16年4月13日

内閣官房知的財産戦略推進事務局長殿

## 知的財産に関する要望書

要望者 : 山口TLO  
代表取締役社長  
三分一政男

### 1. 知財専門家の地方への配置

今回、マッチングファンド事業の成果を特許出願(8件)するにあたり、山口県内の弁理士2名に依頼したところ、手持ち“受注”が一杯で対応できない、といったんは断られたため、認められた予算を使っただけの出願が契約期限内にできるかどうか危ぶまれたという経緯がありました。最終的には関係者が一丸となって努力し、契約期間内に出願と費用の支払いが間に合ったが、現実の問題として標記のことを実感しました。知財の創出は大都市に限られることではないため、現在、弁護士や、医師の地方派遣が行政で行われていますが、弁理士をはじめとした知財専門家を地方へ配置する何らかの施策ができないものでしょうか。

### 2. 中小企業への特許出願・維持費用の補助金制度

中小企業は特許出願したいが、出願・維持にかなりの費用(弁理士費用を含む)が必要となりますので、特許出願には苦慮しています。そこで、手軽に使える補助金制度が待望されています。現に、山口県宇部市は平成16年度に中小企業を対象に、産学共同研究した技術・商品に係る特許取得費用の一部を補助する制度を実施する予定になっており(20万円×5件)、国または県レベルでこのような制度は、考えられないものではないでしょうか。

### 3. 特許・商標等の権利に係る相談や仲裁する中立機関

商標、意匠、特許などの権利に係る「困りごと」を相談したくても地方には弁理士や弁護士が少なく、また費用も相当にかかるので中小企業者は対応に苦慮しています。そこで、「困りごと」や「くすぶりかけているトラブル」の相談や仲裁を引き受けてくれる中立の機関が望まれます。例えば、特許流通アドバイザーや特許検索アドバイザーと同じように、特許・商標等の権利に係る仲裁アドバイザーのような制度は、地方にとって大いに有効と思われます。

### 4. 助成事業により生じた知財の帰属(所有権)が異なることに疑問

例えば、コンソーシアム事業では簡単な書面手続きだけで発明者(企業等)サイドの所有権が認められるのに対して、マッチングファンド事業では直接研究開発に参与してい

ないTLO等の技術移転機関に無条件に所有権が与えられることになっています。後者はTLO等の支援のためということは理解できます(TLOにとってありがたい)が、企業には大変なデメリットで文句をつける声も多く、今後、マッチングファンドに応募する企業は減って行くのではないかと懸念しているところです。上記の例に示すように、役所の支援策は場当りの、と考えられます。少なくとも、税金を使っての助成事業で生じた知財の取扱いについては、一貫したスキーム・考え方にするべきと思われます。

#### 5. 知財に対する大学等教官の意識改革・啓発促進

知財のみならず、あらゆる面で大学教官の意識改革が必要です。このことなくしては大学等の独法化も全く意味をなしません。知財についても同じで、極めて少数、限定的な一部の教官の関心事であってはなりません。従って、そのための施策推進が必要と考えます。以前、発明協会の事業で同じような趣旨の地方企業に対する支援施策がありました。大学に対しても、もっと抜本的で強力な施策立案、推進を要望したいと思います。

